

豊前市立多目的文化交流センターの設置及び管理運営 に関する条例

(設置)

第1条 地域文化を伝承し創造性を育むとともに、情報発信による都市住民との交流拠点として、豊前市立多目的文化交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊前市立多目的文化交流センター
- (2) 位置 豊前市大字八屋1776番地2

(事業)

第3条 交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域文化向上のための事業
- (2) 民俗芸能の上演や発表会等を開催すること。
- (3) 交流センターの施設及び設備の使用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流センターの目的を達成するために必要な事業

(管理)

第4条 交流センターの管理及び運営は、豊前市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が行う。

(職員)

第5条 交流センターに館長その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 交流センターの管理上必要な指示又は指導に従わない者
- (2) 交流センターの管理上支障があると認められる者

(使用の許可)

第7条 交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可

を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 教育委員会は、交流センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、附属設備及び備品等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) その他交流センターの管理上支障があるとき。

(使用料)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者は、冷暖房及び備品を使用した場合は、別表第2及び別表第3に定める使用料を、使用后直ちに納付しなければならない。

(使用料の減免等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき、前条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。
- (2) 学校、保育所等が教育活動で使用するとき。
- (3) 教育目的で使用する場合で、教育委員会が認めるとき。
- (4) 教育委員会が認めた豊前市内の文化・芸術活動をする団体等が使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、やむを得ない理由により使用を中止した場合において、教育委員会が還付することを相当と認めた場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの使用の許可を取り消し、又は変更することができる。

(1) この条例、この条例に基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。

(2) 第8条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(3) 公用又は管理上その他やむを得ない事由により市又は教育委員会において緊急の必要が生じたとき。

2 前項の規定に基づく措置によって使用者（使用の許可を取り消された者を含む。）が損害を受けても市又は教育委員会は、賠償その他の責めを負わない。

(損害賠償)

第14条 使用者が、その責めに帰すべき理由により、交流センターの建物若しくは施設及び備品等を破損又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用は、使用者等が負担しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、交流センターの管理に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。